

新居浜工業高等専門学校学生支援委員会規程

平成 19 年 3 月 19 日規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第 21 条の規定に基づき、学生の厚生補導に関する事項に対処するため、学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生及び学生団体に関する事項
- (2) 学生の集会及び催物に関する事項
- (3) 学生の出版及び掲示に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の保健衛生に関する事項
- (6) 学生の進路指導に関する事項
- (7) 学生の適切な勤労観，職業観を育てるための支援に関する事項
- (8) 新入生の適応教育に関する事項
- (9) 入学料免除及び徴収猶予に関する事項
- (10) 授業料免除及び徴収猶予並びに寄宿料免除に関する事項
- (11) 奨学生の推薦に関する事項
- (12) その他学生の厚生補導に関する事項

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生主事
- (2) 学生主事補
- (3) 各学科，数理科及び一般教養科の教員 各 1 人
- (4) 学生課長

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第 2 号の委員は、同項第 3 号の委員を兼ねることができる。

4 第 1 項第 3 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項の委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(協力者)

第 5 条 委員長は、必要により委員でない職員を委員会に出席させることができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課が処理する。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校学生委員会規程（昭和 39 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 19 日から施行する。